

内閣総理大臣（まち・ひと・しごと創生本部本部長） 安倍 晋三 様
内閣官房長官 菅 義偉 様
地方創生担当大臣 片山 さつき 様
消費者担当大臣 宮越 光寛 様
消費者庁長官 岡村 和美 様

2019年6月7日

全国の消費者行政強化への波及効果、東京における消費者庁、国民生活センター・消費者委員会の充実・強化を踏まえ、「消費者行政新未来創造オフィス」の検証・評価を行ってください。

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子



「まち・ひと・しごと創生本部」の平成28年9月1日「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」において、「徳島県に、消費者行政の新たな未来の創造を担うオフィスを置き、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点とする。徳島県及び周辺（関西、中国・四国）地域の協力を得て、全国の都道府県及び消費者の利益に資する高い成果を創り出すことで、新たな人の流れを生み出すとともに、消費者行政を進化させ、それにより地方創生への貢献を目指す。これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務（国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等）は東京で行う。」という基本方針が示されました。

その後、平成30年12月21日「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」において、「消費者行政新未来創造オフィス」について、「地方移転にかかる今後の取組」に基づいて、2019年度を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。」とされ、現在、検討されていると思います。

1 消費者庁について

地方に支局を持たない消費者庁にとって、知事の強いリーダーシップのもと、さまざまな関係者の積極的な協力により、新しい視点のプロジェクトが実施でき、一定の効果があったと思われます。

一方で、あまり効果がなかったものもあり、また、アクセス問題、東京の状況の速やかな把握、他の県の有用な人材・組織の協力が得られるかといった根本的な課題があります。

せっかく実施したこれらの効果、課題を踏まえ、全国の都道府県及び消費者の利益に資するための展開が、今後必須のことと考えます。また、知事の強いリーダーシップがあれば、同オフィスの設置はどこでも可能であり、各地で実施することが、消費者庁の機能強化になると同時に、その地方の消費者行政の強化になると考えます。

2 国民生活センターについて

国民生活センターの研修事業については、近隣からの受講者にとっては一部有効ということもあるかと思いますが、全体としては受講者数が少なく、全国の有用な講師が出向く際にもハードルが

あります。

各地にいる有用な講師を発掘活用すること、その地域の消費生活相談員や行政職員が参加しやすくすることが必要です。地方消費者行政の自主財源が十分でない現状において、各地で地方研修を実施するほうが、効果的であり公平であると考えます。

国民生活センターは、消費者問題・暮らしの問題に取り組む中核的な実施機関として、消費者・生活者、事業者、行政を「たしかな情報」でつなぎ、公正・健全な社会と安全・安心な生活を実現する機関です。「消費者行政新未来創造オフィス」の取り組みを元に全国に広めることを目的に、地方創生予算として別途計上していただくことを要望します。

商品テストについては、テーマによっては実証フィールドとして地方を活用できるようですが、実際の試験は県外で実施していたことから、費用、利便性、効果から同オフィスで実施する意味は少ないと考えます。

3 終わりに

知事の強いリーダーシップがあれば、他の自治体でも実施できることがわかりました。全国の都道府県及び消費者の利益に資するために、このたびの効果、課題を踏まえ、消費者庁の強化、地方消費者行政の強化、消費者庁と地方との連携を念頭に、いかに全国展開するかを検討することが、今後、一番重要であると考えています。

また、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」において、「これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務（国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等）は東京で行う。」という基本方針が定められていることをあらためて指摘させていただきます。

本協会では、消費者庁、国民生活センター・消費者委員会の地方移転については、当初より強く反対しています。消費者行政の充実・強化のために、あらためて、消費者庁、国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対することを表明します。

以上